

藤枝法人会報



焼津古代鯉節献納プロジェクト
(焼津～藤枝～奈良平城京へ)

No. 108

平成29年12月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

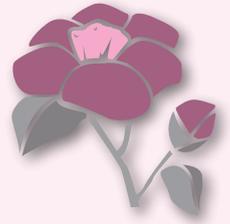


めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

平成29年度

納税表彰式



……受賞おめでとうございます……

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、平成29年度納税表彰式が、平成29年11月9日(木)藤枝地区交流センターにおいて挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。



藤枝税務署長表彰受賞の皆様



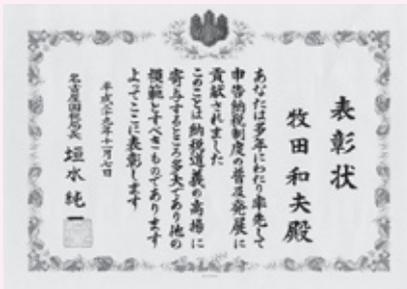
藤枝地区税務推進協議会長表彰受賞の皆様

当会関係者では次の方々が受賞されました。

国税局長納税表彰(披露)

(敬称略)

法人名	法人会役職	氏名
焼津信用金庫	会長	牧田和夫



藤枝税務署長表彰

(敬称略)

法人名	法人会役職	氏名
株式会社 コハマ	理事/共益事業推進委員会副委員長	小濱勝廣



藤枝地区税務推進協議会長表彰

(会社名五十音順・敬称略)

法人名	法人会役職	氏名
株式会社 コハラ	理事/共益事業推進委員会副委員長	小原照光



法人名	法人会役職	氏名
五洋電産株式会社	青年部会前監事	服部豪人



法人名	法人会役職	氏名
中央印刷株式会社	理事/女性部会長	中村淑子



法人名	法人会役職	氏名
株式会社 藤枝江崎新聞店	理事/総務厚生委員会副委員長	江崎晴城



平成29年度 ……………受賞おめでとうございます……………



(一社) 静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

(公社) 藤枝法人会主催の、(一社) 静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、平成 29 年 11 月 2 日(木)松風閣にて、藤枝税務署の山崎署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、当日は、女流講師 神田蘭氏に「笑いと健康」というテーマでご講演頂きました。



司会：江崎総務副委員長



牧田会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (青島副会長)

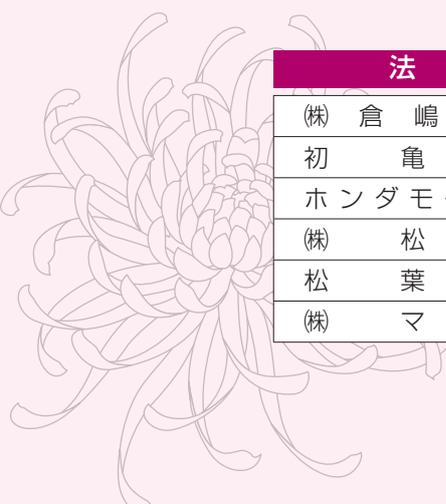
功労法人表彰 6社

多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



(会社名 五十音順・敬称略)

法 人 名	会 社 役 職 名	氏 名
(株) 倉 嶋 自 動 車 商 会	代 表 取 締 役	倉 嶋 伸 康
初 亀 醸 造 (株)	代 表 取 締 役	橋 本 謹 嗣
ホンダモーター藤枝販売(株)	代 表 取 締 役 社 長	渡 邊 博 文
(株) 松 浦 恒 産	代 表 取 締 役	松 浦 正 秋
松 葉 倉 庫 (株)	代 表 取 締 役	松 葉 秀 介
(株) マ ル ハ ン	取 締 役 会 長	若 林 達 朗



会員たる法人の役職員表彰 6名

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



(会社名 五十音順・敬称略)

法人名	会社役職名	氏名
(株) 赤 阪 鐵 工 所	取締役執行役員 総務本部長	塚 本 義 之
近 藤 建 設 工 業 (株)	専 務 取 締 役	近 藤 友 一
(株) 丸 川	取 締 役 総 務 部 長	坪 井 大 助
焼 津 鯉 節 水 産 加 工 業 (協)	常 勤 理 事	井 之 上 茂 利
焼 津 水 産 化 学 工 業 (株)	取締役執行役員 経営統括本部長	内 山 毅 彦
(株) 藪 崎 新 聞 店	常 務 取 締 役	石 川 準

祝 辞



山崎税務署長様



落合財務事務所長様



増田税理士会支部長様



〈受賞者代表謝辞〉
倉嶋 伸康 氏



皆様、おめでとうございます。

超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を!

法人会では、このほど平成30年度税制改正に望む法人会の声を提言としてまとめました。

法人会が戦後設立されてから、毎年欠かすことなく、私たち中小企業が望む税制への改正点をまとめ、訴え続けてきました。

こうした政府・国会への税制オピニオン活動は、その多くが税制改正として実現をみてきています。



◆ I ◆ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太の方針 2017)は、財政健全化目標を変更した。

これまでの「2020年度までに基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げる」から、2020年度PB黒字化を維持しつつ、「同時に債務残高対GDP比の引き下げを目指す」としたのである。

財政健全化はフローとストック両面から進めねばならないから、PBと債務残高の改善を目標とするのは当然である。しかし、債務残高対GDP比の引き下げにPB黒字化と「同時」という文言が加わったことで、健全化目標は大きく変質したとされる。

内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、PBは2020年度で8.2兆円の赤字が残り黒字化目標は絶望的である。

一方の債務残高対GDP比は今年度の189.5%から179.3%へと低下していく。高い名目成長率の想定と異次元緩和持続による利払い

費低下などを勘案すれば当然の帰結といえよう。

すでに2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標の達成は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は2020年度目標未達成の批判を和らげる狙いとの指摘が多い。

「債務残高対GDP比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一時的に引き下がることから、歳出拡大圧力を誘引する側面もある。

また、いずれ金融が引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対GDP比が上昇に転じることに留意せねばならない。

昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績をも割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。真の財政健全化を達成するためにはPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財

源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)「骨太の方針 2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽

減税率制度を導入する予定としている。

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。

政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。

医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

その意味で、診療報酬と介護報酬の同時改定の年となる来年度は、今後の給付抑制を占ううえでの試金石といえる。とりわけ、診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存してきただけに、医師の人件費にあたる「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延期される一方で、保育士や看護師の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財源の同時確保が何より重要である。

また、「骨太の方針 2017」が盛

り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間に不公平が生じるなどとの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は「公助」に多くを頼るのではなく「自助」「共助」の役割をどう組み合わせていくかが重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。

さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、

不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げが必要なことは指摘した通りである。

しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。行革が遅々として進んでいないように見えるのは、この精神を忘れていているからであろう。

衆議院では選挙制度改革をめぐり「1票の格差」是正を目的にした定数の見直しは行われたが、抜本的な議員定数削減には至っていない。

税金が含まれている政治資金についても、不適切とされる支出が近年目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金

規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。

これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導入の必要はない。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性

の高い対策をとるべきである。
(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、
①経済の持続的成長と雇用の創出、
②少子高齢化や人口減少社会の急進展、
③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化、
④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性—などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

◆ II ◆ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で29.97%（平成30年度29.74%）となり、政府目標の「20%台」が実現した。

このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方策が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。

一般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、

経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末日となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

◆Ⅲ◆ 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。

深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を

図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。

その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながることは考えにくい。総務省が本年4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。

また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が21兆円（27年度決算）に膨らんだことも、「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視されている。

総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することにしているが、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れまい。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。

地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが

重要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

写真で見る

「夏休み親子税金教室」

8/2
水



in 焼津文化会館

主催：女性部会 参加者：大人18名 子ども26名



司会：望月副部会長



女性部会、
中村部会長の
開会あいさつ。



今日の講師は、
藤枝税務署の
片山事務官。



藤枝税務署の
石原統括官の
ごあいさつ。

… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



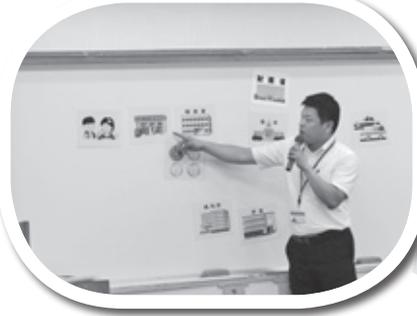
☆ストーリー☆
公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう！」大地の妖精コッピーとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・？毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。



次のページ
に続く

… さて、税金についての勉強です …

みんな真剣に聞き、メモを取っています！



… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …

全法連テキスト「クイズだぜい！」



1億円のレプリカです。



1億円、持てるかな？



最後に、代表して落合里嘉子さんに修了証書と参加賞（けんたグッズ）を受け取ってもらいました。



帰りには、恒例！キャンディのつかみ取り。たくさん取れたかな？



かつお けんのう
 焼津古代鯉節献納プロジェクト 焼津～藤枝～奈良 平城京へ

し だ ぐん が けん のう さい
志太郡衙献納祭



奈良時代、全国各地から地域の特産品が税として郡衙（ぐんが）と呼ばれる役所を経由して平城京に送られていました。

志太郡衙には鯉節の原形といわれる煮堅魚（にがつお）が納められていました。

今回、藤枝税務署管内の焼津・藤枝市内の団体が協力して、7年ぶりに献納プロジェクトを立ち上げ、地域住民に納税のルーツや産業、歴史を知っていただく機会として、献納イベントを復活させました。秋の「志太郡衙まつり」として市民参加型の献納ウォーキングイベントと古式にのっとった“納税”儀式を行いました。

スタート

焼津神社



焼津神社



清見田公園南
交差点



焼津



地下道



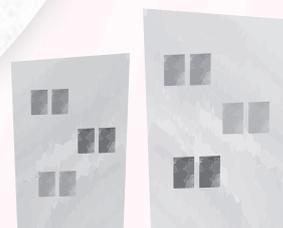
大村中学校南
交差点

休憩場所

田中城下屋敷跡



ウエルシア田中店



古代鰹節とは

古代に税として納められた鰹節の原型とされる「煮堅鰹（にがつお）」を復元するプロジェクト。煮堅鰹は煮たカツオを干して乾燥させた保存食。

奈良時代の都平城京で、益頭郡や志太郡（現在の焼津、藤枝市など）から「堅魚」が献納されたとする木簡が出土している。

海水などで煮て、当時の製法をイメージして復元をした。



煮堅魚（にかつお）について

煮堅魚とは、生の鰹を煮て乾かしたものです。この時、鰹を煮た汁をさらに煮熟したものを煎汁（いりり）と言い、堅魚とは生魚を縦に細く切って干しあげたものです。

煮堅魚、煮汁、堅魚の歴史は古く、大宝律令の中の賦役令に税として納められていた記録が残っています。また、平安時代の各地の特産物を記録した延喜式には、駿河国だけが煮堅魚を貢納していた記録が残っています。つまり、当時、煮堅魚は、焼津を含む駿河国の特産品であり、駿河国は鰹節の原形である煮堅魚の発祥の地ではないかと考えられます。

奈良時代には、国内各地の役所を通じて朝廷へ、各地域の特産品などが税として納められており、貢納品に付された木簡には、駿河から送られた堅魚、煮堅魚、煮堅魚煎汁の記載があります。

煮堅魚の製造工程



1 生切り

鰹を三枚におろして四ツ割にし、節にする



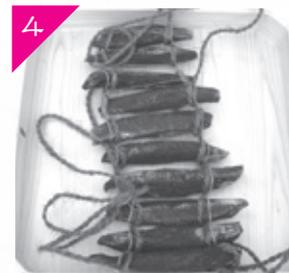
2 煮熟

真水ではなく海水で鰹を煮る



3 煮堅魚・煎汁（いりり）

煮熟後は、放冷し残った皮や骨を取り、風乾、天日干しさせる



4 完成

藤 枝

この先も
まだまだ
いくぜ



ゴール

志太郡衙跡



休憩場所

田中城下屋敷跡



田中城下屋敷跡



勝草橋信号を渡る
左折



城南ゴルフセンター



ふれあい大橋を渡る



藤田看板店
過ぎ信号を右折



旧国1線を渡る



飽波神社
横の道を右折



奈良

平成29年10月1日(日)

古代鯉節貢納式

古代鯉節(煮堅魚)を焼津神社より志太郡衙に納める「献納ウォーキング」と志太郡衙跡にて「貢納式」を実施いたしました。なお、「貢納式」の「大領」(長官)役を山崎藤枝税務署長をお願いいたしました。

志太郡衙跡会場において地元業者による物産店を開催し、法人会では「税の広報ブース」を設け、来場者に対し、「税」の広報活動を行いました。

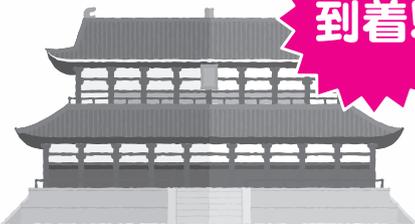


平成29年10月8日(日)



薬師寺(奈良平城京) 献納式

奈良 薬師寺【天武忌法要】の献納式に参加し、「煮堅魚」を献納しました。白装束姿の実行委員会メンバーが寺の食堂(じきどう)に入り奉納いたしました。



主催：焼津古代鯉節献納プロジェクト「志太郡衙から奈良平城京へ」実行委員会（焼津鯉節水産加工業協同組合、焼津信用金庫、藤枝法人会、焼津市観光協会、藤枝市観光協会）
 協力：焼津市、藤枝市、焼津商工会議所、藤枝商工会議所、静岡茶人の会

国税のクレジットカード納付には e-Tax の利用が便利です



スマートフォンからも利用可能
※徴収高計算書の作成と納付情報登録依頼で、
e-Tax から専用サイトへのアクセスが可能

専用サイトでの
入力が簡単に！



国税庁
e-Tax キャラクター
イタ君

- ・源泉所得税のクレジットカード納付が可能！
- ・専用サイトでの入力が大幅に省略！

平成 29 年 6 月以降、e-Tax (国税電子申告・納税システム) から「国税クレジットカードお支払サイト」^(注) にアクセスできるようになりました。

これにより、e-Tax を利用して徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税についてもクレジットカード納付手続が行えます。

(注) 「国税クレジットカードお支払サイト」とは、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続を行うための専用サイトです。



New
e-Tax



専用サイトにおいて住所・氏名や
税金の種類などの入力が不要と
なります！

簡単

ご利用できるようになりました！

※ご利用は e-Tax の利用可能時間内に限ります。



いままでどおりご利用できます！

※ 24 時間ご利用できます。



源泉所得税のクレジットカード納付手続の流れは次ページをご覧ください。➡

◎ご利用に当たって(注意事項)

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります** (最初の1万円までは76円(消費税別)、以後1万円を超えるごとに76円(消費税別)が加算されます。)
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- クレジットカード納付ができる金額は、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料を含む)です。
- 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARDです。



- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません**。
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- 金融機関や税務署の**窓口では、クレジットカードによる納付はできません**。
- クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
- e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスした場合、**①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、④納付税額**の情報が引き継がれます。

※e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」に住所・氏名及び整理番号の情報は引き継がれません。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

国税庁

源泉所得税(徴収高計算書データ)の クレジットカード納付手続の流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用した場合)

◎e-Taxを初めて利用する方



利用開始手続

※e-Taxホームページからe-Taxソフト(WEB版)にアクセスし、事前準備セットアップ、利用開始届出書の提出(オンライン)及び利用者情報の登録を行ってください。

◎手続の流れ

e-Tax

1

e-Taxソフト(WEB版)へアクセスし、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収高計算書データを作成・送信

※徴収高計算書の送信には、電子証明書の添付は不要です。

2

メッセージボックスに格納される通知を確認し、「クレジットカード納付」を選択

※「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスします。

国税クレジットカードお支払サイト

3

注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(税金の種類や納付金額等)の確認

4

クレジットカード情報(クレジットカード番号等)の入力

※納付手続完了メールの送信先を入力してください(推奨)。

5

納付手続の完了

※納付を委託する内容を確認した上で、納付手続を完了させてください。
また、納付手続完了ページを印刷するなどして保存してください(推奨)。

e-Tax

6

納付状況の確認

※納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます
(「クレジットカード情報の入力」で入力した内容は格納されません。)

クレジットカード決済



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

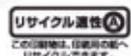
イータックス

検索

e-Taxの利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)で詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの事前準備セットアップ、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーのエラー(「国税クレジットカードお支払サイト」の操作方法や税務相談を除く。)に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。





国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

イータックス

e-Taxを使った 納税証明書の オンライン請求を ぜひご利用ください!!

とても
便利!

▶ スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で
納税証明書請求
データを作成します。



税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により
請求する場合と比べ
短い時間で
受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された
場合には、多少お時間をいただく
ことがあります。)



オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

1 税目 1年度
1 枚 370円
(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

 国税庁

詳しい手続は次ページを
ご覧ください。

オンライン請求の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
 代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
 (代理人による受取には委任状が必要となります。)

1

自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の(新規作成)から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
 - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
 (右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

オンライン請求

- ▶ 画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
- (注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4

納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送
または
電子ファイルで
受け取る
場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

- (注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。
 電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。
 インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



e-Taxの
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
 5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時
 ※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
 e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
 ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性A
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

法人会活動

平成29年6月1日～11月10日

全法連・東海法連・静岡県連

10月5日 第34回法人会全国大会（福井大会）

会 場 / 福井県産業会館

全国の法人会会員約1,800名が一堂に会して、第34回法人会全国大会（福井大会）が、福井県産業会館にて、国税庁・佐川長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

第1部では「今後の政治と経済の行方」という演題で、毎日新聞専門編集委員 与良正男氏による講演会が行われ、第2部の大会式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に平成30年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。

当会からは、牧田会長をはじめ9名で参加致しました。



11月9日～10日 第31回全国青年の集い（高知大会）

会 場 / 高知県民文化ホール

全国の法人会青年部会員が一堂に会して、第31回全国青年の集いが高知県民文化ホールにて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

大会式典では会員増強表彰と全国の青年部会で事業展開されている租税教育活動の表彰・プレゼンテーションが行われ、記念講演では「走ることで伝える大切な事～夢・出会い・絆～」という演題で間 寛平氏の講演会が行われました。

当会からは、菅原部会長をはじめ4名で参加致しました。



6月1日
 (一社) 静岡県法人会連合会
 青年部会・女性部会
 連絡協議会 第5回定時総会
 会場 / 静岡グランドホテル
 中島屋



6月23日
 東海法人会連合会
 青年部会連絡協議会
 第26回定時総会
 会場 / ホテル
 キャッスルプラザ



6月27日
 (一社) 静岡県法人会連合会
 第5回定時総会
 会場 / ホテル
 センチュリー静岡



9月6日
 東海法人会連合会
 第29回定時総会
 会場 / 名鉄
 グランドホテル



10月3日
 (一社) 静岡県法人会連合会
 女性部会連絡協議会
 第27回情報交換会
 会場 / グランディエール・
 ブケトーカイ



10月26日
 (一社) 静岡県法人会連合会
 青年部会連絡協議会
 第27回情報交換会
 会場 / グランディエール・
 ブケトーカイ

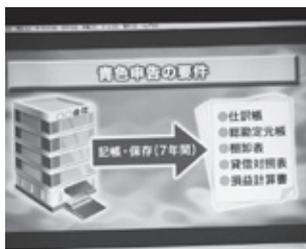


本 会

6月13日 税務講習会
 テーマ 「ここが変わる！
 平成29年度税制改正」
 講 師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官
 鈴木栄治 氏
 会 場 / 焼津文化会館



6月21日 新設法人説明会
 講 師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官
 鈴木栄治 氏
 会 場 / 焼津文化会館



7月11日 営業セミナー
 テーマ 「トップ営業が隠したがる
 『最強の説明力』」
 講 師 / 企業コンサルタント
 吉見範一 氏
 会 場 / 焼津文化会館



8月29日 実務講座
 テーマ 「急増する社員の休業・
 休職・退職を巡る
 『ルールとトラブル
 防止実務対策』」
 講 師 / ㈱人事サポートプラスワン
 代表取締役
 松本健吾 氏
 会 場 / 焼津文化会館



9月1日 弁護士講習会
 テーマ 「民法改正のポイントと
 実務対応」
 講 師 / 追手町法律事務所
 弁護士
 齋藤安彦 氏
 会 場 / 焼津文化会館



9月13日 税務講習会

<第1講座>

テーマ 「県税のしくみと使いみち」

講師 / 藤枝財務事務所
所長 落合 修氏

<第2講座>

テーマ 「税務調査の心構え」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官
石原 等氏

会場 / 焼津文化会館



10月11日 税務講習会

テーマ 「年末調整の
改正ポイント」

講師 / 藤枝税務署
法人課税第一部門
上席国税調査官
鈴木栄治 氏

会場 / 焼津文化会館



11月2日 表彰式記念講演会

テーマ 「笑いと健康」

講師 / 女流講師
神田 蘭 氏



青年部会

6月12日 税金教室

テーマ 「知って得する税情報」

講師 / 藤枝税務署
法人課税第一部門
統括国税調査官
石原 等氏

会場 / 藤枝市文化センター



9月7日～9日 研修旅行

「八千代座見学、
重光産業訪問ほか
熊本方面を視察」



○ 県税の納税証明書について

県税の納税証明書の交付請求(法人)

納税の有無、税額等納税に関する一定の事項を証明するものです。
金融機関の借り入れや公共団体の入札参加資格審査等の際に提出を求められます。

区分	請求時に必要なもの
代表者本人	本社の代表者印、代表者本人と確認できるもの(運転免許証等)
従業員等	本社の代表者印、従業員であることが確認できるもの(健康保険証等)
代理人	委任状、代理人の印、代理人本人と確認できるもの(運転免許証等)
交付手数料	1通につき400円
交付窓口	各財務事務所管理課

- 1) 申告又は納税してから15日以内に請求される場合は、申告書の控え、領収書をお持ちください。
- 2) 会社名のゴム印をお持ちいただくと迅速に処理ができます。

お問い合わせ先: 藤枝財務事務所 管理課 (電話054-644-9121)



車検時の自動車税納税証明書の提示省略

平成27年4月から、国土交通省(運輸支局等)のシステムから各都道府県のシステムに対し、自動車税の納付確認を電子的に行うことが可能になりました。

このため、継続検査(車検)時に必要となっていた納税証明書の提示が、省略できます。
(納付後概ね2週間以内に車検等を受けるときは、納税証明書の提示が必要となる場合があります)
※軽自動車は、引き続き納税証明書が必要です。(各市町の税務担当課へお問い合わせください。)

お問い合わせ先: 藤枝財務事務所 課税課 (電話054-644-9122)

○ 法人県民税・法人事業税を申告される方へ

静岡県では、法人県民税・法人事業税の事務を下田・沼津・静岡・浜松の4つの財務事務所に集約化しています。

申告書の提出は、藤枝財務事務所でも受け付けいたしますが、申告に関するお問い合わせ等は静岡財務事務所をお願いします。

お問い合わせ先

静岡県静岡財務事務所直税第1課 (電話054-286-9160)

〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 (静岡総合庁舎3階)

※財務省東海財務局静岡財務事務所(静岡市葵区追手町)とは別組織です。

お間違いのないよう御注意ください。

